

通勤手当の非課税限度額が改正されました！

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布（令和7年11月20日施行）され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

制度の概要

通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引上げ

区 分	課 税 さ れ な い 金 額	
	改 正 後 (令和7年4月1日以後適用)	改 正 前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300 円
	通勤距離が片道 2 km 以上 10km 未満である場合	4,200 円
	通勤距離が片道 2 km 未満である場合	(全額課税)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	同 左

改正後の非課税限度額

令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。
なお、次に掲げる通勤手当は、改正後の非課税限度額は適用されません。

- ① 令和7年3月31日以前に支払われた通勤手当
- ② 令和7年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で同年4月1日以後に支払われるもの
- ③ ①又は②の通勤手当の差額として追加支給されるもの

